

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

令和6年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針.....	1
令和6年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画.....	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課.....	3
各務原市福祉の里児童発達支援センター（旧つくし・旧たんぽぽ）.....	8
各務原市福祉の里児童発達支援センター（保育所等訪問支援事業）.....	13
各務原市福祉の里児童発達支援事業（旧さくら）.....	14
各務原市福祉の里生活介護事業所（旧あすなろ・旧ぽぷら）.....	15
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））.....	17
各務原市基幹相談支援センター（すまいる）.....	18
各務原市福祉の里相談支援事業所（旧どんぐり）.....	19
各務原市福祉の里支援センター.....	20
令和6年度年間行事計画.....	21

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



令和6年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

はじめに（事業方針）

各務原市社会福祉事業団は、各務原市の福祉政策を具現化する役割を担う法人として、平成8年10月に設立し令和6年度で28年目となります。これまで、法人改革、職員の働き方改革、障がい者の権利擁護等を推進しながら、「笑顔で 元気に 自分らしく」の基本理念のもと、福祉サービスの質の向上と地域貢献を目指して事業展開してきました。

令和6年度は、福祉の里が各務原市から5年間の指定管理を更新した最初の年度となります。

同時に、児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）により、福祉型児童発達支援センター「つくし」と医療型児童発達支援センター「たんぽぽ」を一元化し、障がい種別を問わない一つのセンターとして機能を強化します。専門性に基づいた発達支援と家族支援、市内の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（支援内容の助言・援助）、地域のインクルージョンの推進、発達の入り口としての相談といった4つの機能を強化するための体制を整備し、地域における障がい児支援の中核的役割を担っていきます。新たに、センター内に発達相談・発達検査ができる相談部門を設置するとともに、令和6年度から指定管理となった相談支援事業「どんぐり」も就学前の子どもの計画相談を重点的に実施していきます。

また、成人対象の生活介護事業「あすなろ」（知的障がい者対象）と「ぽぷら」（身体障がい者対象）も一元化し、一人一人に適した支援体制を目指します。併せて、本人の自己決定を尊重した「意思決定支援」に基づいた地域での暮らしの支援に力を入れていきます。

児童の施設においても成人の施設においても、国の施策や各務原市障がい者計画、社会情勢の変化等に沿いながら、また、市内の他法人や関係機関等との連携を深めながら事業を推進していきます。さらに、令和7年度に各務原市に開校予定の小・中・高一環の「かかみがはら支援学校」との連携も視野に入れながら、途切れの無い一貫した障がい福祉を目指して運営していきます。

なお、昭和54年に開設された「稲田園」（高齢者生きがいセンター）は、平成16年4月から当事業団で指定管理を受けてこれまで運営してきましたが、建物の老朽化等に伴い令和6年3月末をもって運営を終了することとなりました。

その他、働き方改革として、契約職員、パート職員の処遇を改善します。また、人材育成、ハラスメント対応、虐待防止・身体的拘束の適正化、安全対策、防災・防犯対策、健康管理・感染症対策、苦情・要望対応等に組織として対応することで、職員、利用者ともに「笑顔で 元気に 自分らしく」が「常にある」楽しい環境を目指します。

【主な変更・重点等】

- ・福祉の里の各務原市からの指定管理の更新（令和6年度～令和10年度）
- ・福祉型児童発達支援センター「つくし」と医療型児童発達支援センター「たんぽぽ」の一元化及びセンターの機能強化（発達の入り口としての相談部門の新設等）
- ・成人の生活介護事業「あすなろ（知的障がい者対象）」と「ぽぷら（重度心身障がい者対象）」の一元化
- ・他法人や関係機関等との連携強化
- ・「稲田園」（高齢者生きがいセンター）の閉館（令和6年3月末）
- ・契約職員、パート職員の同一労働、同一賃金に向けての処遇改善

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

令和6年度から新たに5年間、各務原市からの指定管理を受け、事業運営においては運営上の問題点や課題を把握し、その改善に努め、サービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成、後継者育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の上昇に努めます。また、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

1. 重点項目

(1) 理事会・評議員会の開催

予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。

(2) より良い支援体制の確立

多様化する福祉ニーズや社会的変化等に対応した支援内容とするため、委託者である各務原市ほか関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。

(3) 職員の働き方改革の推進

職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。

- ・令和6年4月から、契約職員、パート職員の賞与をアップ
- ・ハラスメントの無い職場環境のため、外部の第三者機関による相談窓口（令和5年度設置）などを通して組織一体となって取り組みます。
- ・職場アンケート（令和4年度開始）やストレスチェック等を通して、部署ごとの環境改善とメンタルヘルスに取り組みます。
- ・看護休や介護休制度、男性職員の育休制度（産後パパ育休：令和4年度開始）を推進します。

(4) 人材育成

人材育成の強化を図るため、計画的な人員配置及び計画的な資格取得のための研修等のための検討委員会を立ち上げます。

- ・管理者等の部下育成能力の醸成
フィードバック面接の充実、コミュニケーション力UP研修等の実施
(令和5年度～外部講師)
- ・新人職員へのメンター職員制度の実施（令和4年度開始）
- ・職員の適正配置
- ・職員の資格取得及び資質向上のための計画的な各種研修の実施
- ・常務理事による全職員との面談

(5) 利用者の権利擁護（虐待防止・身体拘束適正化）

「虐待防止委員会及び身体的拘束適正化検討委員会」（令和5年度「身体的拘束適正化検討委員会」設置の義務化）を充実させます。

- ・定期的、又は適時、委員会を開催し、虐待防止のための環境整備や「身体的拘束の適正化指針」に基づく身体拘束の適正化と身体拘束の廃止に向けた検討を行います。
- ・毎月、自分のメンタルと職場環境についてのセルフチェックを実施し、自分の行動について振り返ると同時に、施設管理者は相談しやすい環境かどうかの検証を行います。
- ・各施設からの毎月の報告書「虐待のヒヤリハット」を求めます。

(6) 安全管理・対策

- 児童施設における安全計画を作成します。(令和6年度義務化)
- 常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- 事故リスクに対応するため、定期的なマニュアルの見直しを行います。
- 送迎について、利用児者の状況に応じてコースなどを検討し、安心してご利用いただけるようにします。また、児童発達支援センター等の送迎バスでの置き去り防止対策として安全装置(令和5年度設置)を活用します。
- 各部署からの毎月の「事故・ヒヤリ報告」に基づいて、定期的に「事故検証委員会」を開催して検証し、事故の再発防止と事故等各種リスクに対応します。
- 緊急時対応として、利用者の急病等、緊急を要する場合は、看護師による応急処置を行うと共に、必要に応じて東海中央病院に搬送します。
- 活動中の事故対応として、施設保険に加入します。

(7) 防災・防犯対策

- 地震等の自然災害や感染症に対応できるよう、事業継続マネジメント(BCM)を策定し運用します。(令和6年度に義務化)
- 各種の災害に備えた具体的計画(避難体制、安全管理)を策定し、有事に備えて利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- 災害時における福祉避難所の提供
地震、風水害等により災害が発生したとき、市からの要請に基づき、市内在住の障がい児・者等の二次避難所(福祉避難所)として、各務原市社の里を開放します。
- 日中の出入口施錠と監視カメラの設置、各務原警察の巡回等により防犯の強化に努めます。

(8) 健康管理・衛生管理・感染症対策

- 栄養バランスを考慮した給食の提供と個々の状況に応じた刻み食などの調理形態に対応し、誤嚥による事故の防止に向けて、管理栄養士・施設職員・調理員等で給食委員会を定期的開催し、情報共有します。
- 利用児・者・職員の健診等による健康管理、疾病の早期発見に努めます。
(検診内容)
利用児：小児科診察、整形外科診察、及び内科、歯科、耳鼻科、眼科
利用者：内科、精神科、歯科、耳鼻科の各健診、及び血液検査、尿検査、便検査
職員：定期健康診断及び便検査
- 感染症対策(「感染症対策委員会」(法に基づく)の充実)
新型コロナウイルス感染対策については、引き続き情報収集を行いながら、利用者・職員の感染予防に努め、感染症対策の研修を計画的に実施します。

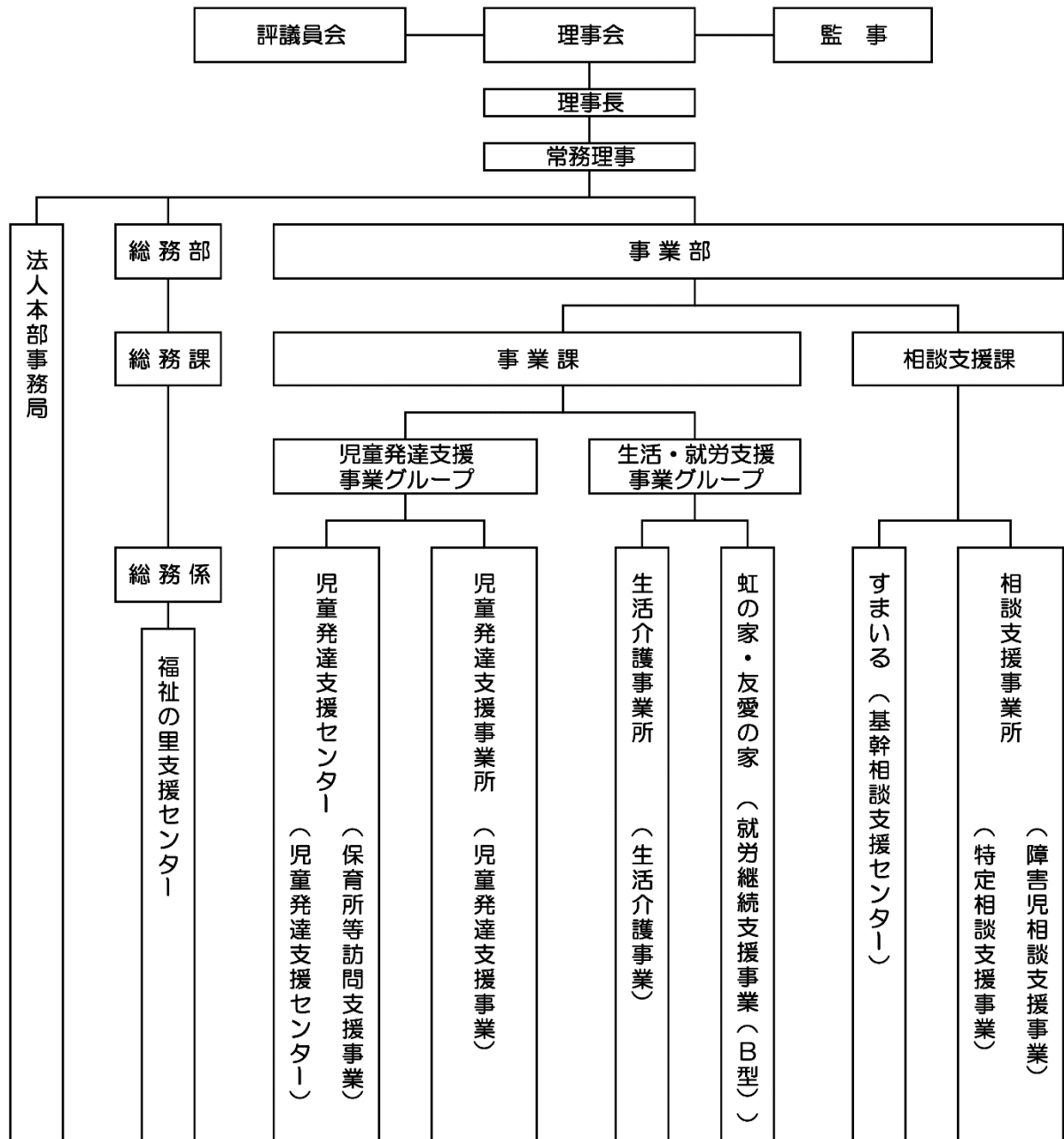
(9) 利用者等からの苦情・要望対応(利用者の権利擁護と福祉サービスの快適な利用を支援)

- 苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
- 苦情解決の為に第三者委員(2名)の設置
- 各施設における苦情内容等の確認・記録・把握と、事業団内の苦情対応マニュアルに沿った組織での素早い対応(苦情解決責任者及び第三者委員への報告等、適切な対応)
- 苦情解決責任者及び苦情解決責任者による第三者委員会の開催

(10) 他の社会福祉法人等との連携

- フェニックスグループ(令和4年度に事業連携の締結)や他法人との事業連携を進め、地域に貢献できる体制を強化します。
- 法人間の連携会議(各務原市社会福祉協議会主催)への参加
 - 当事業団とフェニックスグループとの連携会議開催
 - 訓練士間での交流

2. 組織図



3. 職員配置

	職員数	内 訳	
		正規職員・再雇用	契約職員
総務部・法人本部事務局	10 (7)		常務理事 1 総務部長 (1)
法人本部事務局	5 (1)	事務局参事 1 事務局員 3	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	4 (5)	総務課長 (1)	
総務係	4 (4)	総務課長補佐 (1) 総務係長 (1) 総務係員 (1) 管理栄養士 1 看護師 2 運転士兼介護員 1	総務係員 (1)
事業部	81 (31)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	72 (24)	事業課長(再任用) (児童発達支援センター統括管理者) 1 事業課主幹 (生活介護事業事業所統括管理者) 1	
児童発達支援事業グループ	35 (17)		
福祉の里児童発達支援センター (児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	28 (9)	[児童発達支援センター] 副管理者(内1名再任用) 2 児童発達支援管理責任者 1(1) 児童指導員(内1名再任用) 3 保育士 5 看護師 2 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 2 管理栄養士 (1) 運転士兼介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 公認心理師 1 相談支援員 (2) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 6 訪問支援員(保育士) 1 相談支援員 (1)
福祉の里児童発達支援事業所 (児童発達支援事業)	7 (8)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1(1) 保育士 3 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2) 事務職員 (1)	保育士 2
生活・就労支援事業グループ	35 (7)		
福祉の里生活介護事業所 (生活介護事業)	26 (2)	副管理者(内1名再任用) 2 サービス管理責任者 3 生活支援員 4 看護師 2 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 14 看護師 1
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (5)	管理者 1 副管理者 (1) サービス管理責任者 1(1) 生活支援員(内1名再任用) 3 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 2
相談支援課	9 (5)		相談支援課長(すまいるセンター長) (1)
すまいる (基幹相談支援センター)	5 (2)	地域生活支援拠点コーディネーター 1 相談支援員 2(1)	センター長 1 相談支援員 1(1)
福祉の里相談支援事業所 (特定・障害児相談支援事業)	4 (2)	管理者 1 相談支援員 3(1) 事務職員 (1)	
計	91 (38)	正規職員・再雇用職員 計 58	契約職員 計 33

(括弧内は兼務を表す)

4. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里 児童発達支援センター	児童福祉法	60人	指定管理者制度による受託
				—	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里 児童発達支援事業所	児童福祉法	20人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里 生活介護事業所	障害者総合支援法	80人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里 相談支援事業所	障害者総合支援法 児童福祉法	—	
障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所)	障害者総合支援法	20人	管理委託制度による受託	
	友愛の家 (従たる事業所)		15人		
公益事業	基幹相談支援センター	すまいる	障害者総合支援法	—	管理委託制度による受託
	各務原市福祉の里支援センター		法外	—	指定管理者制度による受託

各務原市福祉の里児童発達支援センター（旧つくし・旧たんぼぼ）定員60名

令和6年度から、児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）に合わせて、福祉型児童発達支援センター「つくし」と医療型児童発達支援センター「たんぼぼ」を一元化し、障害種別を問わない一つの児童発達支援センター（以下、センター）として、地域における障がい児支援の中核的役割を担っていきます。

◎福祉型「つくし」と、医療型「たんぼぼ」の一元化

障がいの種別なく利用を可能とするため、福祉型児童発達支援センターつくしと医療型児童発達支援センターたんぼぼを一元化します。

◎地域における障害児支援の中核的役割を担うための4つの機能を強化(体制整備)

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援

これまで、障がい児保育を行う保育士や児童指導員、発達を訓練面で支える理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、医療的ケアを行う看護師等が研修を重ねながら専門性に基いた発達支援・家族支援を行ってきました。

令和6年度はさらにそれぞれの専門性を高めて、発達期の親子の支援に努めます。

(2) 市内の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション

～支援内容の助言・援助～

新たな機能として、まずは児童発達支援センターの職員が市内の児童発達支援事業所の実態や課題等を把握し学ぶところからスタートします。その上で、情報共有や課題解決に向けた連携の場（各務原市障がい者地域支援協議会の「子ども部会」等）を通して、助言・援助ができるようにし、各務原市全体の障害児通所支援事業所の底上げを目指します。

(3) 地域のインクルージョンの推進（インクルーシブな保育の推進）

「保育所等訪問支援事業」等を通して、保育所や幼稚園等の集団の中で生活しづらさを持つ子どもたちが、周りに理解されお互い認め合って生活できるように、園の職員と一緒に支援の方法を考えていきます。また、保育所・幼稚園等の職員に対して、インクルーシブな保育、教育について学びあえる場を提供する等して共生社会を推進していきます。

(4) 発達の入り口としての相談

センター内に、新たに「相談部」を設け、発達の入り口としての相談支援体制を強化するとともに、スムーズな就園、就学等に繋がる寄り添い型の相談支援を目指します。令和5年度に相談支援事業所「どんぐり」で実施してきた発達相談・発達検査及び家族の悩み、困り感に対応できるよう、新たに臨床心理士を配置します。

また、吃音の相談、各務原市主催の「すくすく応援隊事業」や「ことばの相談」などへの参加協力もこの部署で実施し、発達の入り口としての相談の役割を各務原市と協働で担っていきます。

<イメージ図>

福祉の里児童発達支援センター（センター長＝★管理者）

療育部門（旧つくし＋旧たんぼぼ）

■保育部

ことばや社会性の発達、運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児に対する保育、保護者支援、就園に向けたインクルーシブな保育の推進（保育所、幼稚園との連携支援）、保護者からの相談対応等

【職員配置】

- ・副管理者2名
- ・児童発達支援管理責任者1名
- ・保育士・児童指導員15名
(配置基準…利用児4：職員1)

※定員60名/日

5年度：つくし 40名/日 たんぼぼ 20名/日

■訓練部

発達に応じた各種訓練（理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法）の実施

【職員配置】

- ・PT（理学療法士）2名（1名副管理者兼務）
- ・OT（作業療法士）1名
- ・ST（言語聴覚士）2名

※定期的な連携会議「訓練士会」（1回/月）を実施

■看護部

医療的ケア全般に関すること、感染症対策など、施設全般に係る共通理解と情報発信の内容を検討し決定しながら連携支援する

【職員配置】

- ・看護師2名

※定期的な連携会議「看護師会」（1回/月）を成人施設の看護師も含めて実施

（新）相談部門

***発達の入り口としての相談**

発達相談、発達検査、吃音、構音の相談、地域の保護者に向けたペアレントトレーニングや子育てに関する相談対応

※市内の児童発達支援事業所連携会議の開催

【職員配置】

- ・専任の相談員2名
(臨床心理士、保育士)
- ・兼任の相談員3名
(センター長、保育所等訪問支援事業の管理者、療育の副管理者等)

保育所等訪問支援事業

保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校等を訪問し、対象児が集団生活に適応し安心して生活できるよう、利用児・職員に対して支援・アドバイスを行い、インクルーシブな保育、教育を推進する。

【職員配置】

- ★管理者
(センター長及び相談部門兼務)
- ・児童発達支援管理責任者1名
- ・訪問支援員1名

***市内事業所への助言・援助**

***インクルーシブな保育の推進**

市事業（すくすく応援隊、随時訪問、ことばの相談）

- (1) 各務原市すくすく応援隊事業、随時訪問への協力
市内の保育所等を巡回し保育現場にて発達が気になる子の保育に関してのアドバイスを行う事業等に参画
- (2) 各務原市ことばの相談事業への協力
ことばや社会性の発達など気がかりな子の相談に対して市の保健師と協力しながらアドバイスを行う

【職員配置】

- ・相談部門職員5名（3名兼務）
- ・保育所等訪問支援事業職員2名

***幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援**

療育部門(保育・訓練・看護<旧つくし、旧たんぼぼの一元化>)

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり偏りが見られる、又は、運動発達や医療的ケア等に支援が必要な就学前の乳幼児に対し、保育を中心に必要に応じて理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの専門性に基づいた総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

【対象児】

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり偏りが見られたりする、又は運動発達や医療的ケア等に支援が必要な、通所受給者証の交付を受けた就学前の乳幼児

【支援内容】

○保育

年齢や発達特性に応じたクラス別保育を行います。

(肢体不自由児クラス、3歳未満児クラス、年少児クラス、年中長児クラス)

○訓練

- ・STによる言語聴覚療法・摂食機能療法(週1回～月1回、個別)
- ・OTによる作業療法(週1回～月1回、個別)
- ・PTによる理学療法(週1～2回、個別)

※フェニックス(当事業団と令和4年4月に事業締結)との訓練士連携(定期的実施)

○看護(医療的ケア等)

- ・医療的ケアの必要な利用児への看護師による医療的ケア、及び環境や体制の整備
- ・感染症等の予防

○保護者支援

- ・保護者を対象に、ニーズ(発達や子育てについて、就園、就学等)に沿ったテーマを決め勉強会やペアレントトレーニングを実施します。
- ・不安の強い保護者からの日々の相談に寄り添います。
- ・3歳未満児については、原則、家族通園としますが、家庭の状況等を考慮し、必要に応じて預かり保育を行います。

○臨床心理士(外部委託)による発達相談

○外部講師による音楽療法(ドラムサークル)

○地域の保育所等との連携・交流(インクルージョンの推進)

保育所(園)、認定子ども園との交流を図ることによって、児童の健全な発達促進と相互理解を深めます。

- ・全体交流保育(施設、クラス単位で交流)
- ・個別交流保育(希望者が個別で交流)
- ・就園に向けた個別交流

○送迎サービス

最寄りのステーションまでの送迎を行います。

【定員】**60名/日**

※参考 -令和5年度実績-

- ・つくし（定員40名/日）

契約者数…最高37名

1日利用者…最高：29名/日、平均：21名/日

- ・たんぼぼ（定員20名/日）

契約者数…最高15名

1日利用者…最高：12名/日、平均：5名/日

【職員配置】

管理者（センター長）、副管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、
訓練士（ST（言語聴覚士）・OT（作業療法士）・PT（理学療法士））、看護師、
バス運転士（総務）

(新)相談部門

福祉の里児童発達支援センター内に新たに相談部門を設け、発達の入り口としての相談体制を強化するとともに、市内事業所（児童発達支援事業所等）に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（積極的な地域援助・サービス活動）としての役割を担います。

【支援内容】

○**発達の入り口としての相談**（令和5年度に相談支援事業所「どんぐり」で実施していた相談）

- ・発達相談
- ・発達検査等

○**吃音、構音の相談**（令和5年度に相談支援事業所「どんぐり」で実施していた相談）

- ・ST（言語聴覚士）による個別相談
- ・吃音の子どもを持つ親子の交流の場としての「吃音のつどい」の開催

○（新）市内事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション

- ・市内の児童発達支援事業所等との連携を深め、事業所からの困り感等の相談に対応します。
- ・市内の児童発達支援事業所の実態や課題等を把握し、情報共有や課題解決に向けた連携の場を提供し、助言・援助を行いながら、市内の障害児通所支援事業所のサービスの水準を共に高めていきます。（講師派遣、福祉従事者向け研修会等の開催等）

情報共有や課題解決に向けた連携の場（各務原市障がい者地域支援協議会の「子ども部会」等）を通して、助言・援助ができるようにし、各務原市全体の障害児通所支援事業所の底上げを目指します。

○地域の保護者への支援

地域の保護者に向けたペアレントトレーニングや子育てに関する相談対応等を行います。

○**市事業への協力**（令和5年度に相談支援事業所「どんぐり」で実施していた相談）

- ・「各務原市すくすく応援隊事業」【子育て応援課事業】への協力

各務原市子育て応援課、健康管理課、教育委員会の職員と一緒にチームとして、市内の全ての幼稚園、子ども園、保育所へ出向き、園がピックアップした発達が気になりな子に対して、園での活動の様子を見学した後にカンファレンスを行い、支援についてのアドバイスを行います。

- ・「各務原市随時訪問」【子育て応援課事業】への協力

各務原市すくすく応援隊訪問日以外に、発達検査を受けたいとの依頼に基づいて、随時、保育所等に出向いて、発達検査等を行います。

- ・「各務原市ことばの相談」【健康管理課】への協力

乳幼児健診後、ことばや社会性の発達などが気になりな子の保護者の相談を受けるため、各務原市健康管理課の保健師とともにアドバイスなどを行います。

【職員配置】

専任の相談支援員（【新】臨床心理士、保育士）

センター管理者（兼務）、副管理者（兼務）

保育所等訪問管理者（兼務）、児童発達支援管理責任者（兼任）

各務原市福祉の里児童発達支援センター（保育所等訪問支援事業）

集団適応に支援を要するお子さんがいる保育所や幼稚園等を訪問し、本人への支援の他、保育所・幼稚園、学校等の職員と共に、その子への支援等を考え、その特性に対応した集団生活の環境調整や活動の手順等を支援し、地域のインクルージョンを推進します。

【対象児】

保育所、子ども館、幼稚園等に在籍し、集団適応のために専門的な支援を必要とする通所受給者証の交付を受けた子ども

※参考 -令和5年度実績-

利用児 23名（月平均12名）

終了児 13名

【重点的支援内容】

○保護者支援の充実

就園している児への支援に加えて、保護者との懇談も大切にしていきます。時間的に、直接面談することが難しい場合が多いので、オンラインなどの方法も検討していきたいと考えます。

○関係機関との連携によるインクルーシブの推進

園との連携は勿論のこと、利用している事業所、医療機関などと連携し、環境調整に務めます。また、悩みごとや支援方法を共有するため、幼稚園、子ども園、保育所職員を対象にした交流会、研修会を開催します。

【職員配置】

管理者（相談部を兼務）

児童発達支援管理責任者、訪問支援員

各務原市福祉の里児童発達支援事業(旧さくら) 定員20名

保育所や幼稚園に在籍している就学前の年少以上の幼児で社会性の発達等が気がかりな子どもに対して、子どもが在籍している保育所等で生活しやすくなるよう支援するとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図りながら、総合的な発達と社会生活への適応を促し、インクルーシブな保育を推進します。

また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

【対象児】

主に保育園や幼稚園に在籍している社会性の発達等が気がかりな就学前の年少以上（おおむね3歳以上）の通所受給者証の給付を受けた幼児（※保育園、幼稚園に在籍の無い年少以上の子も対象）

【支援内容】

○保育

- ・保護者のニーズや支援目標、及び発達検査の結果や小児科診察の所見等も参考に、子どもの状態とニーズに合わせた個別又はグループ別の支援を提供します。
- ・利用回数…支給量に応じて週1回～月2回程度。他事業所との併用に合わせた利用回数。

○特別支援

- ・構音障害に対する個別の言語聴覚療法（週1回）
 - ・医師の指示に基づくPT（理学療法士）による理学療法
 - ・医師の指示に基づくOT（作業療法士）による作業療法
- ※保育、訓練ともに、原則、全員が家族通園（必要に応じて送迎バスを利用）

○保護者支援

- ・保護者向け勉強会（プチトーク）の継続
- ・発達相談会、発達検査、小児科診察

○地域支援（園との連携・就学支援）

- ・園訪問を通して、子どもの姿について担任と共通理解を図ると共に、園でできる支援について具体的に提案し、集団生活で発達が保障されるようにします。⇒インクルージョンの推進
- ・市教育委員会と連携して、安心して小学校への就学を迎えられるように支援します。

【定員】

20名/日

【職員配置】

- ・管理者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・児童指導員又は保育士
- ・ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）【児童発達支援センター兼務】

各務原市福祉の里生活介護事業所（旧あすなろ・旧ぽぷら）定員80名

◎令和6年度から、旧あすなろ（知的）と旧ぽぷら（身体）を一元化

重度の知的障がい者を対象とした「あすなろ」と、重症心身障がい者及び重度身体障がい者を対象とした「ぽぷら」を同じ生活介護事業所として、障害種別を超えて一人一人に適した利用を提供しやすくするため一元化します。

食事及び更衣、排泄、入浴等の支援、さらに、作業活動や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練やレクリエーションなどの活動を提供することで、安定した日常生活と社会参加ができるための支援を行います。

【対象者】

障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）のおおむね18歳以上の重度の知的障がい者、及び重症心身障がい者、重度身体障がい者で通所受給者証の給付を受けた者

【支援内容】

■共通支援

○日常生活の介助等と生活支援

- ・食事、排泄、着替え等の介助
- ・移動時の付き添い、見守りによる安全確保

○健康管理

- ・一人ひとりへの健康チェック（毎日のバイタル測定など）
- ・てんかん発作対応等
- ・個別のニーズ（食形態、食具、姿勢、介助方法）に即した食事支援
- ・ウォーキング、野外散歩等の活動（体力づくり）

○レクリエーション、余暇活動

- ・運動会・外出支援・カラオケ・絵本の読み聞かせ等
- ・地域のボランティア団体（生け花、フラダンス、人形劇、大正琴、門松作り、手品など）による創造的活動・鑑賞的活動と交流事業

○入浴サービス

- ・家庭での入浴が困難な方を対象に家庭の状況や要望に合わせた利用（平均1人週1～2回）
- ・車いすごと入浴できる大型の特殊浴槽2台と、フラットな簡易浴槽1台を使って、障がいの特性に応じて、入浴時の姿勢をクッションで保持するなど安全安心な入浴サービスを実施します。
- ・看護師が、家族からの情報をもとに健康チェックをしたうえで入浴サービスを提供します。

○将来の暮らしに向けた支援

- ・本人と家族に対し、グループホーム、ショートステイ、日中一時支援事業所の利用などの暮らしの選択肢が広がる情報提供を行います。
- ・グループホームへの入居等について日中支援型グループホームと連携しながら支援します。また、グループホームから当福祉の里生活介護事業所に通所できるための送迎などの配慮を行います。

○意思決定支援

各活動において、自分で選ぶ場面を増やし、また、将来の暮らしの場所等も利用者本人の意思を尊重した支援をします。

○送迎サービス（運転士は委託業者、添乗は各施設職員）

《あすなろグループ》

- ・各務原市内を大型バス2台で各ステーションでの乗降による送迎（片道1時間20分程）
稲羽・鶴沼コース、那加・蘇原コース（ステーションまでは、家族の送迎）

《ぽぷらグループ》

- ・リフト付送迎車3台により、自宅までの送迎サービスを実施（片道1時間以内）

■あすなろグループのみの支援

○作業支援

- ・作業に集中できるためのわかりやすい環境づくり（利用者の特性を活かした作業支援）
- ・受託作業による工賃の増額
- ・作品の販売機会の確保（福祉の里内の「きまぐれショップ」、市の事業等での販売、他事業所のマルシェ等への参加）

○アート、音楽活動支援（楽しむ、自己表現活動の提供）

- ・岐阜県教育文化財団（TASC ぎふ）と連携し、利用者の自己表現としてのアート活動支援（自分らしさ、自信、生きがいを支援）。
- ・外部講師による音楽療法（ドラムサークル）

■ぽぷらグループのみの支援

○医療的ケア

看護師による、痰吸引、経管栄養、薬剤注入、吸入、モニター管理、褥瘡処置、バルーンカテーテル、膀胱留置カテーテル管理、導尿、経皮経管胆のうドレナージ等

○リハビリ（機能訓練、機能的訓練）

- ・理学療法士による機能訓練（1人月1～2回）。
- ・理学療法士からの指導に基づいた「ぽぷら」生活支援員の付き添いによる筋力トレーニング、歩行、マッサージ等
- ・「ふれあい体操」にて手足のマッサージを実施（重症心身障がい者対象）

【定員】

80名（あすなろ60名、ぽぷら20名）／日

※参考 -令和5年度実績-

- ・あすなろ（定員60名／日）

契約者数…最高44名（1日利用者…最高：38名／日、平均：32名／日）

- ・ぽぷら（定員20名／日）

契約者数…最高21名（1日利用者…最高：14名／日、平均：9名／日）

【職員配置】

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、理学療法士（兼務）
送迎バス運転士（委託）

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型）定員35名（虹の家20名、友愛の家15名）

障がい者に対して、企業からの受託作業等を通して、働く習慣や職場への適応能力が習得でき、働く喜びを体感できる支援を行います。また、豊かな生活習慣の確立と社会生活への適応が高まるよう支援します。（働きながら、地域交流や社会参加に重点を置いた支援を継続）

【対象者】

一般就労が難しい、働くことや生活支援を受けたいとおおむね18歳以上の障がい者で、通所受給者証の給付を受けた者（※障害支援区分の無い人も利用可）

【支援内容】

○作業支援

- ・受託作業とオリジナル作品の製作（目標工賃…10,000円/月額）
- ・環境の構造化や作業治具を工夫
- ・自主製品の販売（地域のイベントや福祉ショップに出展する等して販売）

○生活支援

- ・外出支援やレクリエーション等の行事を通して、公共交通機関の利用方法、買い物や余暇の過ごし方等を支援します。
- ・スポーツ行事に積極的に参加しながら、体力の維持、向上を図ります。
※「虹の家」は、各務原公園での体力づくりを月1回実施し、健康な生活をサポートします。

○就労支援

- ・一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）を視野に、個別に支援します。
- ・一般就労に向けては、本人・家族の意向を踏まえながら、個々の特性に合わせた働くためのスキル向上の支援を行います。
- ・工場の仕組みや生産ライン・働く人の様子を間近に見て、働くことへの興味・関心や意欲を育てる目的で、工場見学等を実施します。

○将来の暮らし支援

- ・グループホームなどへの関心が増えているため、フェニックスグループ（当事業団と令和4年4月に事業締結）や相談支援事業所と連携しながら利用者本人の意思決定支援を重視して情報の提供、または入居に繋げていきます。

○地域交流

- 近隣の民生委員児童委員協議会との交流会を実施します。
- ・虹の家……蘇原地区民児協、ソロプチミストかかみ野との交流会
- ・友愛の家…川島地区民児協との交流会（災害時の緊急避難場所（川島小学校）までの付き添い）

【定員】

35名（虹の家20名/日、友愛の家15名/日）

※参考 -令和5年度実績-

- ・虹の家（契約者数…最高19名、1日利用者…最高19名、平均：18名/日）
- ・友愛の家（契約者数…最高12名、1日利用者…最高12名、平均：10名/日）

【人員配置】

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員

各務原市基幹相談支援センター（すまいる）

障がい児者本人が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みを推進します。

【支援内容】

○総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

○地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する同行訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修会の企画・運営）

○障がい者の権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度の周知、利用促進
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組（研修会の実施等）
- ・虐待案件の報告

○地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行・地域定着に向けた普及啓発
- ・精神科病院の長期入院患者、施設入所者が地域で暮らせるためのネットワークの構築

○高齢障がい者支援体制の構築

障害者総合支援法の対象者が介護サービスに円滑に移行できるよう、介護サービス関係者との情報共有と引継ぎの為に連携会議を定期的の実施

○市障がい者地域支援協議会の運営（事務局）

- ・相談支援事業者の運営評価
- ・社会資源の改善、開発の提案の場の開催
- ・地域生活支援拠点事業（介護者の急病や大規模災害等の不測の事態が起きた場合に備えて、障がい当事者に特別な支援ができる体制整備の事業）についての円滑な運用と評価
- ・日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の評価
- ・個別支援会議（定例会－困難ケース、親亡き後問題、介護保険移行予定者の検討、居宅介護支援事業所との連携）の開催

【職員配置】

- ・相談支援課長兼センター長（精神保健福祉士）
- ・地域生活支援拠点コーディネーター（社会福祉士）
- ・相談支援専門員（社会福祉士、介護福祉士）
- ・事務職員

各務原市福祉の里相談支援事業所（旧どんぐり）

障がい児者とその家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて、自立したその人らしい生活を送れるように相談支援を行います。将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。

また、サービス等利用計画書の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるようにし、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質を高めていきます。

さらには、相談支援を通して地域での課題を発見し、各務原市障がい者地域支援協議会に提案し、社会資源の充実に寄与します。

【支援内容】

○一般相談

障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います。

（※令和5年度に実施していた入り口としての発達相談、吃音等の相談、各務原市すくすく応援隊事業等への協力については、児童発達支援センターの「相談部門」に移行します。）

○計画相談

福祉サービスを利用する障がい児者に対して、ニーズに応じた福祉サービスが利用できるようサービス提供事業所等と連携を図りながら、「サービス等利用計画書」及び「障害児支援利用計画」を作成し、また、継続的に利用できるようモニタリングを行い、計画相談の充実に努めます。

特に、市内の発達支援を受ける全ての未就学児に対して、セルフプランを少なくして、計画相談（障害児支援利用計画）を実施できるようにします。

（※市内には未就学児を対象とした相談支援事業所が少ない為、「どんぐり」は療育を必要とすることができるだけ多くの未就学児に計画相談を実施し、セルフプランを少なくしていく方向。逆に、成人を対象とした相談支援事業所は市内に多くできてきたので、18歳以上の相談支援については縮小していきます。）

○関係機関との連携による個別支援会議及びサービスの調整

関係機関と連携しながら、本人、家族のニーズに応じたサービスを調整し、また困難な課題に直面しているケースについては個別支援会議を開催し、他機関と共通理解と連携を図りながら発達の方向性や暮らしをマネジメントしていきます。

○各務原市障がい者地域支援協議会への参加と提言

相談支援を通して地域での課題を発見し、各務原市障がい者地域支援協議会に提案し、社会資源の充実に寄与します。

【人員配置】

管理者、相談支援専門員

各務原市福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 実施計画（目標）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。

また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。

令和6年度年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度保護者説明会（各施設ごと） ・遠足（児童発達支援センター（つくし・たんぼぼ）） ・運動会（児童発達支援センター（たんぼぼ）） ・ファミリーデー（児童発達支援センター（たんぼぼ）） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ旅行（生活介護事業所（あすなろ）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事会 ・第1回理事会 <令和5年度事業報告・決算他>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（生活介護事業所（ほぶら）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時評議員会 <令和5年度事業報告・決算他>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデー（児童発達支援センター（つくし）） 	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会見学（虹の家・友愛の家） ・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加（虹の家・友愛の家、生活介護事業所（あすなろ）） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（児童発達支援センター（たんぼぼ）） ・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加（生活介護事業所（あすなろ）、虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の里ふれあい夢まつり ・第2回理事会 <理事長の業務執行状況報告他>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（児童発達支援センター（つくし）） ・社会見学（虹の家・友愛の家） ・ソロプチミストとの交流会（虹の家） ・インフルエンザ予防接種（生活介護事業所（あすなろ）、虹の家・友愛の家） ・「清流の国ぎふ」文化祭への参加 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会（施設ごと） ・ファミリーデー（児童発達支援センター（つくし）） ・もちつき大会（生活介護事業所（あすなろ）） ・竹林救援隊ボランティアによる門松作り（生活介護事業所（ほぶら）） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・初詣（生活介護事業所（ほぶら）、虹の家、友愛の家） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分行事（施設ごと） ・蘇原民生委員児童委員との交流会（虹の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席） ・衛生委員会（健康管理医出席）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園式（児童発達支援センター（つくし・たんぼぼ）） ・年度末式（生活介護事業所（あすなろ）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回理事会 <令和7年度事業計画・予算他>

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会・身体的拘束適正化検討委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・感染症対策委員会（新型コロナウイルス対策含む）、人材育成検討会…随時